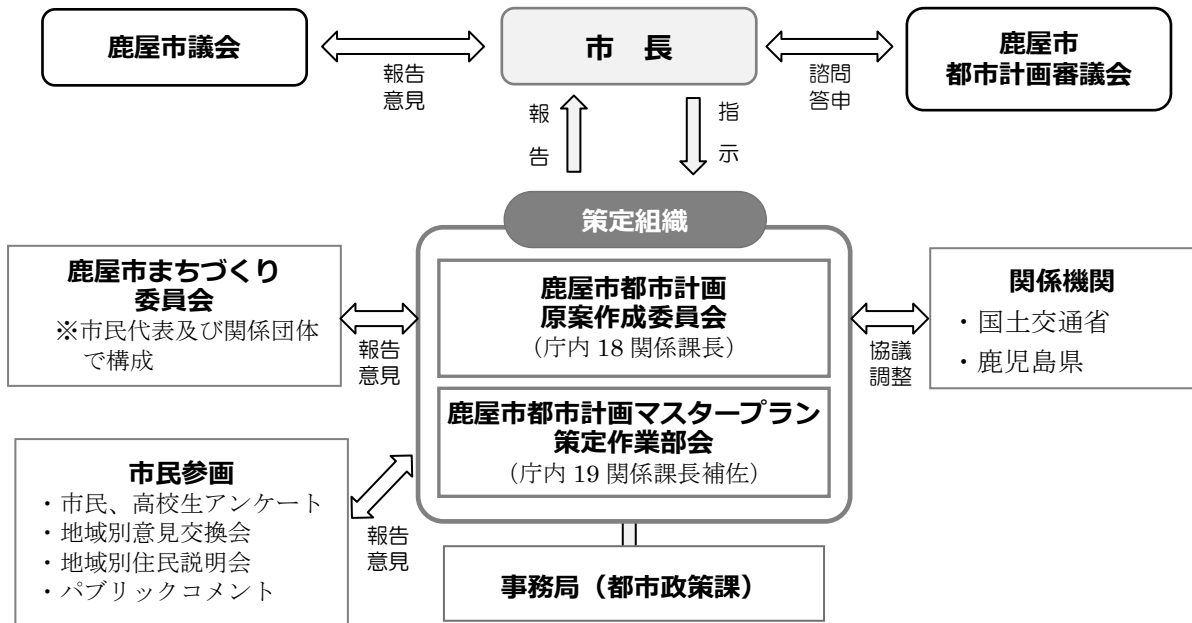


卷末資料

策定体制



<鹿屋市まちづくり委員会>

※順不同、敬称略

	氏名	役職
委員長	吉元 孝一	鹿屋市建設部長
委員	出口 博行	鹿屋市町内会連絡協議会 鹿屋地区代表
委員	中津川 真澄	鹿屋市町内会連絡協議会 輝北地区代表
委員	宮地 俊一郎	鹿屋市町内会連絡協議会 串良地区代表
委員	馬渡 弘人	鹿屋市町内会連絡協議会 吾平地区代表
委員	黒木 次男	鹿児島県宅地建物取引業協会大隅支部 支部長
委員	林 正英	鹿児島県建設業協会鹿屋支部 理事
委員	立花 敏文	鹿屋・肝属測量設計業同友会 会長
委員	黒松 潤二	鹿児島県建築士会鹿屋肝属支部 理事
委員	郷原 聖哲	鹿屋緑化建設業協会 副会長
委員	西村 龍一	鹿屋商工会議所 専務理事
委員	中村 明美	鹿屋商工会議所女性会 会長
委員	増満 房子	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 会長
委員	中野 正治	鹿児島きもつき農業協同組合 企画管理部 部長
委員	田中 和春	鹿屋市社会福祉協議会 事務局長
委員	成合 良幸	鹿屋市高齢者クラブ連合会 副会長
委員	福島 嘉成	鹿屋市観光協会 副会長
委員	近藤 善光	公益社団法人 鹿屋青年会議所 直前理事長
委員	加藤 リサ	NPO法人 ローズリングかのや 専務理事

<鹿屋市都市計画審議会>

※順不同、敬称略

	氏 名	役 職
会 長	坪水 徳郎	鹿屋商工会議所 会頭
委 員	木場 夏芳	鹿屋市農業委員会 会長
委 員	松山 守雄	元鹿屋市都市政策課長
委 員	三宅 廣則	鹿児島県建築士会 鹿屋肝属支部 顧問
委 員	吉重 美紀	国立大学法人鹿屋体育大学 教授
委 員	中牧 和美	鹿屋市議会 議員
委 員	松本 辰二	鹿屋市議会 議員
委 員	西口 純一	鹿屋市議会 議員
委 員	福崎 和士	鹿屋市議会 議員
委 員	加藤 仁志	国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 所長
委 員	松元 祐成	鹿児島県 大隅地域振興局 総務企画部長
委 員	池端 司	鹿児島県 大隅地域振興局 建設部長
委 員	久保 公次	鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部長
委 員	串田 輝男	鹿屋地区代表
委 員	泊 義秋	串良地区代表
委 員	坂中 春久	吾平地区代表
委 員	平野 正智	輝北地区代表

策定経過

年	月	主な取組内容	
26	8	第1回鹿屋市原案作成委員会及び鹿屋市都市計画マスタープラン策定作業部会 ・都市計画マスタープランの概要、策定の方向性 等	
	11	第1回鹿屋市まちづくり委員会 ・都市計画マスタープランの概要、まちづくり委員会の役割 等	
	12	第2回鹿屋市都市計画マスタープラン策定作業部会 ・アンケート調査の内容確認 等	
27	1	アンケート調査の実施 ・市民および市内の高校生を対象としたアンケートの実施	
	2	第3回鹿屋市都市計画マスタープラン策定作業部会 ・アンケートの実施状況、現況課題の整理	
	5	第2回鹿屋市まちづくり委員会 ・ワークショップの実施（※現況・課題の整理）	
	7	第3回鹿屋市まちづくり委員会 ・ワークショップの実施（※キーワードの整理：目指すべき都市の方向性）	
	8	地域別意見交換会（12地域） ・ワークショップ（※地域別の現状・課題に関する意見交換）	
	9	第4回鹿屋市都市計画マスタープラン策定作業部会 ・将来都市像、都市づくりの基本目標 等	
	10	第4回鹿屋市まちづくり委員会 ・将来都市像、都市づくりの基本目標 等	
	11	第2回鹿屋市原案作成委員会 ・将来都市像、都市づくりの基本目標 等	
	12	第5回鹿屋市都市計画マスタープラン策定作業部会 ・分野別方針 等	
		第5回鹿屋市まちづくり委員会 ・分野別方針 等	
	28	2	第6回鹿屋市都市計画マスタープラン策定作業部会 ・地域別方針、都市計画マスタープラン素案
			第6回鹿屋市まちづくり委員会 ・地域別方針、都市計画マスタープラン素案
第3回鹿屋市原案作成委員会 ・地域別方針、都市計画マスタープラン素案			
鹿屋市議会議員説明会 ・都市計画マスタープラン素案の概要			
3		地域別住民説明会（12地域） ・都市計画マスタープラン素案の概要	
		パブリックコメント ・都市計画マスタープラン素案	
		第4回鹿屋市原案作成委員会 ・都市計画マスタープラン案	
6		都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン案	

鹿 都 第 111 号
平成 28 年 5 月 19 日

鹿屋市都市計画審議会
会長 坪水 徳郎 様

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市都市計画マスタープランについて（付議）

下記の案件について、貴審議会に付議します。
今後の鹿屋市都市計画の基本的な方針となりますので、ご意見等くださいますようお願いいたします。

記

1. 議 題

- (1) 鹿屋市都市計画マスタープラン（案）について

鹿 都 審 第2号
平成 28 年 6 月 6 日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市都市計画審議会
会 長 坪水 徳郎

都市計画に関する付議について（答申）

平成 28 年 5 月 19 日付け鹿都第 111 号で付議されたことについて、下記のとおり
答申します。

記

○議案 鹿屋都市計画マスタープラン（案）については、原案どおり同意しました。

用語解説

あ行

あ

空き地バンク制度

空き地の利用を希望する人に空き地の賃貸・売却を希望する人からの情報を紹介する制度。

空家対策特別措置法

周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家を行政が、調査・指導・勧告及び処分することのできる法律。

アクセス

対象とする場所に接近すること。またはそこに至るまでの交通の便。

アダプトプログラム

住民や企業・団体等が道路や公園、河川等の里親となり、引き受けた施設の世話（清掃や植栽の管理などの環境美化活動）を担い、行政が支援する制度。

え

沿道サービス施設（沿道商業施設）

自動車運転者の利用を対象とした休憩所（コンビニエンスストア等）、給油所（ガソリンスタンド）等の施設を指す。特に、コンビニ等、商業に特化した場合は、沿道商業施設ということもある。

お

オープンスペース

公園、広場、道路、河川、学校グラウンド、立ち入りが可能な空地等。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの。はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔、ネオンサイン等の総称。

汚物処理場

各家庭から排出されたし尿および浄化槽汚泥を適正に処理する施設。

か行

か

開発許可（制度）

都市計画において、無秩序な市街地の拡散を防止し、段階的、計画的なまちづくりを行い、良好な宅地水準を確保するため、開発行為を行う者があらかじめ許可を受ける制度。

開発行為

建築物の建築や特定工作物の建設を行うために行う土地の区画形質の変更のこと。

核家族

夫婦と子、夫婦のみ、ひとり親と子のいずれかから成る家族。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

幹線道路

道路網のうち、都市の骨格を形成する道路又は都市間を連絡する道路。

き

基盤整備

道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校等、産業や生活の基盤となる「社会資本」を整備することをいう。

急傾斜地崩壊危険箇所

土砂災害用語の定義。崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所。

教育・文化施設

学校や図書館、博物館等の教育・文化、芸術活動のために使用される施設を指す。

協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」をいう。

漁獲量

漁場で漁獲された数量。

居住環境

通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性等、居住地の良好さを指した環境をいう。

拠点

都市機能（生活機能、交流機能等）の集積する場所。

く

グローバル化

国や地域等の境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす様。

け

景観計画

平成16年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画。景観形成に関する方針やその実現に向けて行為の制限等を定める。

景勝地

優れた景色や自然の良い風景を見られる観光要素を持つ場所。

結節点

交通結節点とは、異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設、およびそのような施設が集まった場所。

建築基準法

国民の生命・健康・財産の保護、公共の福祉の増進を目的に建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた、建築活動を規定する最も基本的な法律。

こ

公共下水道

市街地における下水（雨水又は汚水）を排除し、処理するために市町村が管理する都市施設。

公共公益施設

学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎等の公共の用に供する施設。

公共交通空白地帯

バス停等から一定の距離を越えた公共交通のない地域。

公共施設

「公共事業」によって建設される施設。学校や公民館、図書館等だけでなく、道路や上下水道等のインフラも含まれる。→都市施設

耕作放棄地

過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年間に再び耕作する意思のない土地をいう。

高次（な都市機能）

日常生活の圏域を超え、広域的にも影響力のある（都市機能）

公設民営（DBO方式）

国や地方公共団体が施設を整備し、その管理運営を民間が行うこと。

交通安全施設

道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設（道路標識、ガードレール、道路照明、視覚障害者誘導用ブロック等）。

交通体系

道路、鉄道、空港等、人や荷物の移動に必要な施設を一つのシステムとして捉えた場合の総称。

コミュニティ

地域社会、共同体のこと。共同生活が行われる一定の地域、およびそこに住む人々。

コミュニティ施設

公民館、住民センター、集会所等の地域の社会で日常的に利用される施設。

コンパクトシティ

都市の中心部や地域の拠点に居住や商業等の都市機能を集積させ、歩いて暮らすことのできる集約型のまちのこと。

さ

さ

再生可能エネルギー

自然環境の中で何度も繰り返し起きている現象の中から取り出すエネルギーのこと。太陽光や風力、水力、地熱等を利用するものがある。

し

市街地

家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域。

市街地開発事業

一定の区域を対象に総合的な計画に基づき、公共施設や宅地、建築物を一体的に整備し、面的な市街地の開発を行う事業。

市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、道路等の公共施設の整備、建築物、および建築敷地の整備を一体的に行う事業。市街地開発事業の一つ。

軸

都市構造において、拠点やゾーンを結びつける幹線道路や海岸線等の線状の空間。

自助・共助・公助

「自助」は自分や家族、「共助」は地域の共同体において、身を守り助けあうこと、「公助」は公的機関によって提供される援助のこと。

自然公園

自然公園法（優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資することを目的として制定された法律）に基づいて指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

自然的土地利用

土地利用の区分のうち、森林、水面、農地等。都市的土地利用と対比して用いられる。

指定管理者制度

多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした制度。

循環型社会

限りある資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

上位計画・関連計画

「上位計画」は、都市計画マスタープランを策定する上で、踏まえなければならない計画。鹿児島県が策定する都市計画区域マスタープラン、鹿屋市総合計画があたる。

「関連計画」は、各種分野の計画のうち、都市計画と密接な関係のある分野の計画。

商業・業務施設

商業施設は、小売店、スーパーマーケット、飲食店等の施設。業務施設は、銀行、事務所、郵便局等の施設。

人口集中地区（DID）

国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査区を集め、合計人口が5,000人以上となる地区。

森林整備計画

森林法に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに立てる計画。伐採、造林、保育等に関する事項を定める。

す

水源涵養

森林の土壌が雨水を吸収することで水源を保ち、河川の流量を調整し安定させること。

ストック

過去に整備され、蓄積された都市施設や建築物。

スプロール

市街地が無秩序に拡大していくこと。

せ

生活機能

生活利便施設、公共公益施設が提供する機能。

生活利便施設

銀行、郵便局、医療施設、スーパーマーケット、商店街等、日常生活に必要な諸々の施設。

そ

ゾーン

土地利用上の特徴が同一でまとまりある範囲。

総合計画

市町村の行政運営の基本構想および基本計画。市町村の最上位計画にあたる。

た行

た

耐震改修

住宅や公共公益施設の耐震性の向上を図るために行う改修工事。

ち

地域地区

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地等の土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率・容積率等を定めた12種類の用途地域等がある。

地域防災計画

地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧等、災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。

小さな拠点

小学校区など複数の集落が集まる地域において、買い物や医療・福祉など複数の生活機能を歩いて動ける範囲に集め、各集落との生活交通手段を確保することにより、車が運転できない高齢者などであっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、生活サービスを維持していく取組。

地球温暖化

人間の活動によって地球が放出する熱を吸収する性質を持った温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）の大気中の濃度が増加し、地球全体の平均温度が上昇する現象。

地区計画

都市計画法に基づき、地区ごとに定めるまちづくりのルール。建築物の用途や形態、生垣等、きめ細かく規制や緩和ができる。

中心市街地

多くの人々が住み、商業、業務等、多様な都市機能が集積する場所。

長寿命化

土木施設や建築物に対し、計画的に補強や維持補修等の対策を行い、施設の寿命を延ばすこと。

て

低未利用地

空き地、駐車場、大規模な工場跡地、耕作放棄地等、有効利用されていない土地。

と

特定用途制限地域

用途地域が定められていない都市計画区域内・準都市計画区域内において、良好な環境の形成又は保持を図る観点から、特定の用途の建物が建てられないよう制限する地域。

都市環境

都市の全般的な環境。都市内における生活環境、交通・輸送問題、交通安全、防災、廃棄物・エネルギー問題、景観形成等をはじめ、都市内の自然的環境も含む。

都市機能

居住、商業・業務、行政、教育、医療・福祉、スポーツ・レクリエーション、交通、情報通信等、都市が提供する各種のサービス機能。

都市機能施設

都市機能を提供する施設。

都市計画基礎調査

都市計画を適切に策定し、実現することを目的に、概ね5年ごとに都市計画区域における人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量等について、現況を調査し、都市の動向を把握する調査。

都市計画区域

県が、自然的、社会的条件や人口、土地利用等の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして指定した区域。都市施設の整備ができる区域。

都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。県が、都市計画区域ごとに、都市計画の基本的な方針を定めるもの。

都市計画公園

「都市公園」のうち、都市計画法で「都市施設」として計画決定した公園、緑地。原則として都市計画区域内において設置する。

都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可、承認を得て実施される道路、公園等の都市施設や土地区画整理事業等の市街地開発に関する事業。

都市計画道路

都市の骨格の形成や円滑な都市活動の確保、良好な都市環境を保持するための道路。都市計画法に定める都市施設の一つ。

都市計画法

人々が健康で文化的な生活ができるように計画的な土地利用、市街地開発、施設整備（道路・公園・上下水道など）の基本的なあり方を定めた法律。

都市景観

その都市が持つ風景、景色。

都市公園

国や自治体が都市内に設置する、都市公園法で定めた公園または緑地。

都市構造

都市の骨格的な自然要素や土地利用をベースとして、都市機能の配置を空間的に表したものの。

都市施設

都市の基盤として、都市計画に定めることのできる施設。道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給・処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院、市場、一団となった官公庁施設、流通業務団地等。

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として都市活動に資する土地利用。

都市防災

都市災害対策を都市全体の中で計画的・全般的に行うこと。

土砂災害危険箇所

急傾斜崩壊危険区域、土石流危険渓流を指す。

土地区画整理事業

宅地の利用促進のため、土地区画整理法に基づき土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更を行う事業。

土地利用

土地の状態や用途といった利用状況。

な行

に

ニーズ

要求。要請。

22条区域

建築基準法 22 条の規定により指定された区域で、建築物の屋根や外壁に一定の防火性能を確保させ、市街地の建築物の火災による延焼等の防止を図る区域。

ね

ネットワーク

人、交通、情報等のつながり。

の

農業集落排水事業

集落におけるし尿、生活排水等の汚水、汚泥や雨水を処理するために行う事業。

農業振興地域

農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。知事が指定する。

農業振興地域整備計画

農業の健全な発展や土地の合理的利用を図るため、農業の振興を図るべき地域における施策を定めた計画。

農用地（区域）

農業振興地域内において、長期にわたり農業利用を確保するため、農業基盤の整備を進める区域。

は行

は

バリアフリー

社会生活を行う上で障壁（バリア）となるものが取り除き、障がい者や高齢者等にやさしいまちの環境や制度をつくること。

ひ

P F I

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。国や地方公共団体によって提供されていた社会資本整備や公共サービスを、民間主導により実施していくもので、事業費用の削減や質の高い公共サービスの提供を目指すもの。

P P P

Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。公共と民間がパートナーを組んで行う事業。事業の企画段階から民間事業者が参加する等、幅広い範囲を民間に任せる手法。

ほ

包括的民間委託

民間の創意工夫を尊重して、効率的なサービスができるように一つのまとまりとして業務を発注する方法。

防護施設

防護柵等の土砂災害から未然に身を守るための施設。

ま行

ま

まちなか居住

利便性の高い都市の中心部等に住宅を構えて住むこと。

み

水揚高

漁獲された魚介類の取引金額。

も

目標年次

計画の最終目標として設定した年次。

や行

ゆ

遊休施設

現在、利用されていない施設。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等によって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種に関わらず、最初からすべての人にとって使いやすい構造や仕様にデザインすること。

よ

用途地域

土地の合理的利用を図り、良好な環境を確保するために地域ごとに建築物の用途や大きさ等を規制する制度。

4 R運動

ごみを減らす運動。リフューズ（発生を絶つ）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の4つの頭文字を取っている。

ら行

ら

ライフライン施設

エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設等を指して、生活に必須なインフラ施設を指す。

り

リノベーション事業

既成市街地において、既存ストックの有効利用および民間活力の活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）の整備・維持を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進するための事業。



鹿屋市都市計画 マスタープラン

平成 28 年 7 月

発行/鹿児島県鹿屋市

編集/鹿屋市 建設部 都市政策課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

TEL 0994-43-2111 FAX 0994-41-2936

<http://www.e-kanoya.net/>



鹿屋市都市計画
マスタープラン